

秋葉区自治協議会部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第10条第1項の規定に基づき設置する部会に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 秋葉区自治協議会（以下「協議会」という。）に置く部会及び部会が所管する分野は、次に掲げるものとする。

- (1) 第1部会 土地利用、水と緑、農業、環境、産業、商店街、観光、その他協議会が定めるもの
- (2) 第2部会 防犯、防災、健康・医療、福祉、住環境、生活基盤、生活交通、その他協議会が定めるもの
- (3) 第3部会 協働、男女共同、地域、行政運営、教育、文化、スポーツ、その他協議会が定めるもの
- (4) 広報部会 協議会の認知度向上（広報誌の発行並びに広報活動）

2 前項第1号から第3号に規定する部会の構成人数は概ね10人程度とし、協議会の委員は、この部会のいずれか1つに所属する。

3 第1項第4号に規定する部会の構成人数は、同項第1号から第3号に掲げる部会からそれぞれ2名ずつ選出する。

4 協議会が必要と認めるときは、特定の議事を審議するため、特別部会を置くことができる。

5 前項に規定する特別部会の委員構成は、協議会が定める。

(部会長及び副部会長)

第3条 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に所属する委員の互選によりこれを定める。

(会議の招集及び運営)

第4条 会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 会議は、当該部会に所属する委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。

6 部会長は、必要があると認めるときは、当該部会に所属していない委員を当該部会に出席させ、意見を求めることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか，部会の運営その他必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，平成27年4月1日から施行する。